

180日を超える入院 上限回数を超えて受けた診療

における特別の料金について

平成14年4月の診療報酬改定により、通算の入院期間が180日（過去3ヶ月において他の医療機関に入院された期間も含む）を超える入院については、特定療養の対象となり、入院基本料の一部を、保険外として患者さんにご負担いただくことになりました。

また症状により、月に回数の上限が決められている検査・リハビリテーション当の保険診療につきましては、上限を超える場合、特定療養の対象となり、保険外として患者さんにご負担いただくことになりました。

つきましては、上記の趣旨をご理解の上、引き続き入院療養、上限回数を超えて治療継続をご希望される場合は、自費診療となりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

入院料の区分	入院料の基本点数	負担割合	負担金額（消費税込み） （1日につき）
急性期一般入院基本料6	1,382点	15%	2,277円 （税抜2,070円）
外泊期間中			各負担金額

制限を超えて受けた診療	基本点数	消費税	負担金額（消費税込み） （1単位につき）
脳血管疾患等リハビリテーション （1）廃用症候群以外	245点	10%	2,700円 （税抜2,450円）

令和4年 4月

医療法人誠励会
ひらた中央病院